

測量法第34条で定める「作業規程の準則」の一部改正に関する意見募集について

(本件連絡先)
国土交通省国土地理院企画部
技術管理課
メールアドレス tmd@gsi.go.jp
電話 029-864-1111 (内線 3541)

測量法(昭和24年法律第188号)第34条に定められている作業規程の準則は、公共測量作業規程を作成するための一般的な規準として、昭和26年8月25日(建設省告示第800号)に制定され、平成20年3月31日、測量技術の発展及び利用環境と適合させるべく、準則の全部の改正を行いました。

その後、衛星測位システムとして、これまで利用してきたGPS衛星測位システムに加えて、GLONASS衛星測位システムが利用できるようになり、さらに双方の衛星測位システムを併せて使用できるGNSS測量機が普及するとともに、これら衛星測位システムや電子基準点を活用した効率的かつ高精度な測量方法も開発されてきました。

これらの動向を踏まえ、「作業規程の準則」を新しい技術等に対応するものとするため、精度検証を含む検討を重ね、このたび「作業規程の準則の一部改正(案)」としてまとめたところです。

このため下記のとおり、広く国民の皆様から、作業規程の準則の一部改正案に対するご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨、ご了承ください。

記

1. ご意見募集対象

- 作業規程の準則一部改正(案)第2編 基準点測量【PDF形式】
- 作業規程の準則一部改正(案)第3編 地形測量及び写真測量【PDF形式】
- 作業規程の準則一部改正(案)第4編 応用測量【PDF形式】
- 作業規程の準則一部改正(案)付録1 測量機器検定基準,
別表1 測量機器級別性能分類標【PDF形式】
- 作業規程の準則一部改正(案)付録4 標準様式【PDF形式】
- 作業規程の準則一部改正(案)付録6 計算式集【PDF形式】

2. 意見募集要領

ご意見には、氏名、住所、所属(会社名又は所属団体名)、電話番号をご記入の上(又は同等の記載事項を掲載したものにより)、以下のいずれかの方法で送付してください。

なお、FAX又は郵送によりご送付いただく場合は、別紙意見提出様式をご利用ください。

(1) FAX

FAX番号 029-864-1658

国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

(2) 郵送

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

(3) 電子メール

メールアドレス tmd@gsi.go.jp

国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

※メールの題名は「作業規程の準則に対する意見」とご記入ください。

3 意見募集期間

平成23年1月27日（木）から平成23年2月27日（日）まで。

4 その他

- ・ ご意見提出に際してお聞きした個人情報の取り扱いには十分注意し、いただいたご意見の整理のみに利用させていただきます。
- ・ いただいたご意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめご了承ください。（匿名を希望する場合は、ご意見提出時にご明示願います。）
- ・ 電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

【意見提出様式】

[illegible]